

1. 開催日時

令和2年4月7日（木） 午後4時30分から

2. 開催場所

丹波篠山市役所本庁舎3階 応接室

3. 出席者

新型コロナウイルス感染症対策警戒本部員 14名

4. 状況報告

- ・ 保健福祉部より国内及び県内の感染者の状況等について報告
- ・ 4月2日の夕刻、兵庫県等に緊急事態宣言が発令される見込みで、兵庫県では午後6時より緊急事態措置等について協議予定。

5. 協議確認事項

(1) 市立学校園の休業措置について

教育委員会より説明

① 県の対処方針に基づく学校・園の休業・休園措置の要請について

県より市町立学校及び園の休業・休園措置については、県立学校への措置と同様の対応とするよう要請あり。

要請内容

- I 県内全ての学校を4月9日から5月6日まで臨時休業する
- II 登校日は週1日とし午前中を設定する（但馬地区の登校日は2日。）
- III 授業及び部活動は実施しない。
- IV 預かり保育については設置者が判断する。

【県からの要請を受け以下のとおり対応を進める】

- I 休業及び休園期間は、県と同様に4月9日から5月6日までとする
- II 登校日は、週2日を限度に設ける
- III 授業は実施しないが部活動は実施の方向で検討する。
- IV 預かり保育及び児童クラブは実施の方向で進め、場所と指導体制等について次回の対策本部会議で協議する。

② 学校及び園の始業式、入園式について

- ・ 始業式は午前中に登校・登園し、臨時休業・休園の説明後に下校・降園する。
- ・ 入学式・入園式は入学生・入園児、保護者のみの出席とし、簡素化し短時間で行う。

(2) 社会体育施設等の使用制限について

- ・ 市が管理する体育館等の社会体育施設や市民センター等の貸館については、市民（丹波篠山市に在住、在勤、在学）の利用に限って営業を続ける。
- ・ 学校の屋内施設については、利用を不可とする。
- ・ 篠山チルドレンズミュージアムについては、休業・休園期間中は芝生広場のみ市民限定で無料開放する。
- ・ 指定管理施設については通常営業とし、状況を見ながら判断する。

（3） 備蓄マスクの配布について

市民生活部より重症化しやすい方へのマスクの追加配布について説明

【決定事項】

心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、免疫機能障害に係る身体障害者手帳を持っている丹波篠山市民を対象に、マスクを一人あたり20枚配布する。

6. その他